

令和6年度

香芝市まちづくり提案活動支援事業

応募の手引き

まちづくり提案活動支援事業とは

香芝市では、市民団体が提案し実施する地域課題または行政課題の解決を目指す事業に対し、補助金を交付する制度を実施しています。

これは、市民活動団体の自立や市民活動の活性化を促進することを目的としたものであり、厳正な審査のもと、高い透明性の中で市民活動を支援しようとする制度です。



募集期間

令和6年4月12日(金)～5月10日(金)

※行政提案型事業に応募する場合は、応募書類を提出される前にテーマ担当課と事業について協議する必要があります。(詳しくは2ページ)

お問い合わせ

香芝市役所 市民協働課

☎電話:0745-44-3314

✉メール: kyoudou@city.kashiba.lg.jp

団体の要件

香芝市内でまちづくり活動に取り組む市民団体(市民団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人など)で、次に掲げる要件を全て満たす団体が対象となります。

- ① 活動拠点又は事務所が市内にあること
- ② 構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学していること
- ③ 運営に関する規約若しくは会則等があること
- ④ 予算及び決算について適正な会計処理が行われていること

《以下の団体は対象外》

- × 政治、宗教又は専ら営利を目的とした活動を行うもの
- × 暴力団、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体

提案事業の要件

次に掲げる要件を全て満たす事業が対象となります。

- ① 市内で実施される公益的な事業であること
- ② 香芝市第5次総合計画推進に資する活動であること(下表)
- ③ 特定非営利活動促進法(NPO法)別表に掲げる活動であること(2ページ参照)
- ④ 香芝市民を主な対象とする事業であること
- ⑤ 香芝市第5次総合計画の政策方針事業を行う団体等の構成員のみを対象とするものでないこと

《以下の事業は対象外》

- × 公序良俗に反するもの
- × 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- × 専ら営利を目的とするもの
- × 政治又は宗教活動に関するもの
- × 施設等の建設や整備を目的とするもの
- × **市から補助または助成を受けている事業**

<香芝市第5次総合計画の政策方針>

部門	事業例
01 子育て・教育	・虐待防止啓発事業 ・子ども食堂 ・子育て親や子どもの交流事業 など
02 健康・福祉	・食育推進事業 ・認知症予防カフェ ・居場所づくり など
03 人権・協働・文化	・人権、男女共同参画の啓発事業 ・文化、国際交流活動・スポーツの推進 など
04 産業・観光	・地産地消イベント ・観光PR事業 ・まちの魅力発信など
05 安全・安心	・詐欺被害防止の啓発 ・消費生活に関する啓発 など
06 自然・環境・都市基盤	・花いっぱい運動 ・美化清掃 など

※特定非営利活動促進法別表に掲げる20分野

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動 ⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑦環境の保全を図る活動 ⑧災害救援活動 ⑨地域安全活動
- ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑪国際協力の活動 ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬子どもの健全育成を図る活動 ⑭情報化社会の発展を図る活動 ⑮科学技術の振興を図る活動
- ⑯経済活動の活性化を図る活動 ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱消費者の保護を図る活動
- ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

募集区分

①スタートアップ事業

まちづくり提案活動支援事業補助金(スタートアップ、市民提案、行政提案)を受けたことがない市民活動団体を対象に、市民活動団体の始業期における活動を円滑に実施できるよう、市民活動団体等が自ら企画提案を行い、採択された事業に必要な経費の一部を1回に限り補助します。

②市民提案型事業

香芝市の地域課題に取り組むため市民活動団体等が自ら企画提案を行い、採択された事業に必要な経費の一部を補助します。

団体設立後3年以内(令和3年4月1日以降に設立された団体)であるときは1回目に限り、補助対象経費総額の75%かつ50万円を上限に予算の範囲内で交付します。

③行政提案型事業

市が設定したテーマに対する事業の企画提案を募集し、採択された事業に必要な経費の一部を補助します。募集テーマについては、「行政提案型事業一覧表」(別紙)をご覧ください。

行政提案型事業に応募をする際は、テーマ担当課と必ず事前協議をしてください。

★事前協議とは

行政提案型事業に申請する団体と、テーマ担当課が事前に事業の内容、目標、予算、予定などについて、記入した書類も確認しながら一緒に話し合うこと。

★事前協議のながれ

- ①行政提案型事業一覧表から応募する事業を決定し、テーマ担当課に事前協議を申し出る。
 - ②事前協議を行い、互いに課題や目標について共有し、提案事業の内容を調整する。
 - ③協議済みの提案事業について募集期間に間に合うように申請書類を市民協働課に提出する。
- ※協議内容は提案された事業の審査に反映されます。

コース名	①スタートアップ事業	②市民提案型事業	③行政提案型事業
補助回数	1回限り	同一の事業に対して5回まで	制限なし
補助限度額	10万円	1～3回目:50万円 4回目:40万円 5回目:30万円	75万円
補助率	補助対象経費の100%以内 ただし、参加費や販売収入、事業に対する国・県・民間の助成などの収入を除く	①・②・補助限度額のうちいずれか低い方の金額 ①補助対象経費の1～3回目:50% (設立3年以内※ ¹ に限り1回目のみ75%、上限50万円) 4回目:40% 5回目:30% ②参加費や販売収入、事業に対する国・県・民間の助成などの収入を除いた額	①・②・補助限度額のうちいずれか低い方の金額 ①補助対象経費の75% ②参加費や販売収入、事業に対する国・県・民間の助成などの収入を除いた額
対象団体	当補助金を受けたことがない団体	今後継続して活動する見込みがある団体	今後継続して活動する見込みがある団体
対象事業	団体が自由な発想力を生かして公共的な課題を設定し、その課題解決のために、自ら企画提案し取り組む事業		市が公共的課題・テーマを設定し、それに沿った事業を団体が企画提案し、市と協働で実施する事業

補助金額において、千円未満切り捨てます。

※¹ 令和3年4月1日以降に設立された団体

◆令和3年度までにまちづくり提案活動支援事業補助金を受けたことがある事業について(令和6年度～)

- ・1～2回補助を受けたことがある事業……継続事業として以前の補助回数を引継いで数えます。
- ・3回以上補助を受けたことがあり、令和4・5年度も補助金を受けた事業
……令和6年度は5回目として補助回数を数えます。
- ・3回以上補助を受けたことがあり、令和4・5年度のどちらかで補助金を受けた事業
……令和6年度は4回目として補助回数を数えます。
- ・3回以上補助を受けたことがあり、令和4・5年度は補助金を受けなかった事業
……令和6年度は3回目として補助回数を数えます。

◆事業の同時申込について

- ・スタートアップ事業に申請する団体は、同時に市民提案型・行政提案型事業に申請することができません。
- ・一団体につき、市民提案型・行政提案型事業それぞれ1件まで申請することができます。

◆予算の範囲内で補助金を交付するため、交付額が申請額を下回る場合があります。

補助金の対象となる経費

補助の対象となる経費は、**事業実施に直接必要と認められるもので、次の経費とします。**

費目		内容
①報償費		講師・出演者・専門家等への謝礼 (ただし、団体の構成員に対するものは除く)
②旅費		・講師等に必要交通費 ・事業に直接関連が認められる交通費 ※市の一般職の職員の旅費支給条例に準ずる ※団体構成員の交通費は公共交通機関を利用し、出発地または目的地が市外の場合に限る。ただし、市外在住の団体構成員が香芝市へ移動する場合は除く。
③需用費	消耗品費	文具、用紙、封筒、工作材料などの消耗品
	光熱水費	機器やレンタル車両のための燃料費(自家用車のガソリン代は除く)
	印刷製本費	コピー代、写真代、ポスター・チラシなどの印刷費
④役務費	通信運搬費	郵便料・運搬料(切手代・はがき代・宅配便代など)
	手数料	振込手数料、広告掲載料など
	保険料※ ¹	事業に必要な損害賠償保険料、参加者の傷害保険料など
⑤使用料及び賃借料		事業に必要な会場使用料※ ² 、車両・機材などの借上料、事業実施会場の附属設備使用料(冷暖房費を含む)
⑥委託料		会場警備業務、人員誘導及び整理業務等の事業実施に直接必要と認められるもので、外部に委託するための経費
⑦備品購入費		事業に必要な備品(市民提案型事業・行政提案型事業での補助率は購入費の4分の1) ※その性質又は形状を変えず、原則として1年以上使用に耐える物品で、1個の取得価格が1万円(税抜き)を超えるものとする。 ※スタートアップ事業では、事業費全体の30%以内とする。
⑧その他		上記の科目によりがたい経費については、協議により調整

※¹ 令和6年度の保険料が対象です。

※² 会場使用日が令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)の経費が対象です。

◆以下の経費は、補助対象外となります。

- ① スタッフ、参加者、講師への飲食費
- ② 団体の事務所の光熱水費及び賃借料
- ③ 記念品の購入、制作等の経費(お土産、お茶などを含む)
- ④ 電話代、インターネットプロバイダー費用等
- ⑤ 他団体への補助、負担金
- ⑥ 団体の構成員に対する人件費、謝礼など
- ⑦ その他、事業を実施するための経費として適切でないと認める経費

※領収書等の提出がないものは補助対象経費として認められません。

補助金の対象となる期間

補助金の交付決定を受けた日(=交付決定の通知日)から令和7年3月31日までの間に支出された経費が対象となります。

ただし、令和6年4月1日から交付決定の前日において当該補助事業に要した経費のうち、必要と認められるものについては、補助対象経費とすることができます。

交付決定前の経費の例:事業を周知するためのチラシ、打合せのための会場使用料など。

応募方法

受付期間	令和6年4月12日(金)から5月10日(金)まで (土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)	
	事前協議受付 ※行政提案型 事業のみ	4月26日(金)まで を目安に担当課へ事前協議をお申出 ください。 ※行政提案型事業の応募に必須
提出書類	別紙提出書類一覧(記入例集 P.1)を参照ください。 様式は、香芝市ホームページまたは市民協働課窓口でご入手ください。	
相談	市役所市民協働課で随時受付※事前予約要	
提出方法	事前連絡の上、下記窓口まで直接持参してください。(郵送・メール不可)	
提出・お問合せ先	香芝市役所 市民協働課(市役所1階) 電話:0745-44-3314	

◆留意事項

- 申請書類は、不備や記入漏れ等がないようにご注意ください。
不備等で、再提出が必要になる場合がありますので、余裕をもってご提出ください。
- 提出いただいた書類や資料は返却しません。必要に応じコピーをとってからご提出ください。
- 補助事業実施計画書(第3号様式)の事業内容について、欄におさまりきらない場合は別紙をご提出ください。

◆行政提案型事業の留意事項

- 行政提案型事業に応募するには、申請書類を提出する前に必ずテーマ担当課との協議が必要です。
- 申請書類は全て記入し、テーマ担当課に見せ、それをもって協議するようにしてください。
- テーマ担当課と事前協議を行い、行政提案型事業で提出可能であるとテーマ担当課から連絡があったから、申請書類一式を市民協働課まで提出してください。この場合も受付期間は上記のとおりですので、余裕をもって事前協議を行ってください。

審査方法及び審査基準

◆審査方法

提出された申請書類と応募団体による内容説明を参考に、「香芝市まちづくり提案活動支援事業審査委員会」が下記の審査基準に基づき審査します。(ヒアリング審査)

◆審査基準

申請書類に基づき、次の項目に重点を置き、審査します。

審査項目／コース		スタート アップ	市民 提案型	行政 提案型
①公益性	・広く多くの市民を対象としたものか ・市民の利益または社会の利益に結びつくものか	○	○	○
②目的・ 成果設定	・地域課題や市民ニーズを踏まえたものであるか ・事業の目的、目標、効果が明確であるか	○	○	○
③将来性	・将来自立し、継続的に事業実施できる可能性があるか	—	○	○
④独創性	・先駆性、独創性など市民活動ならではの先進的な視点やユニークな手法を用いているか	—	○	○
⑤実現性	・事業内容、実施方法などが具体的で実現可能な提案内容であるか ・事業実施に必要な知識、技術、体制などがあるか	○	○	○
⑥費用の 妥当性	・事業経費が適正に計上されているか ・予算の収支、経費の見積りは妥当か	○	○	○

情報公開

- ・ 事業の「公平性」「透明性」を高めるため、応募状況(団体名、提案事業名、事業概要)と審査結果などは、市ホームページで公開します。
- ・ 提出書類は、個人情報を除いて情報公開の対象になります。
- ・ 事業完了後は、報告書や事業評価を含む報告資料を市ホームページで公開します。

個人情報の取り扱い

申請いただいた個人情報は、市民協働課主催・共催の講座の案内等にも利用します。

採択後にすること

①事業を実施する

採択団体は補助金交付決定の時点から事業を開始できます。

事業の実施は、各団体が主体的に行ってください。補助金に採択されても、公共施設等の優先利用はできませんので、公共施設等を利用する場合は、各団体でお申込みください。

※領収書の保管など、事業を実施する際の注意事項については、採択団体へ別途ご案内します。

◆事業計画の変更・廃止・中止をする場合は……

本補助金の交付決定後、やむを得ず事業計画を変更、または事業を廃止(中止)するときは、「香芝市まちづくり提案活動支援事業計画変更承認申請書」(第10号様式)を提出し、その承認を受けなければなりません。

承認を受けず事業変更、事業内容の追加を行った場合、**補助対象外となる場合があります**ので、事業計画の変更(廃止・中止)を行う場合は、**必ず事前にご相談ください。**

②事業実績の報告

事業の完了後1か月以内か、3月31日(休日の場合は翌平日)までのいずれか早い日までに、関係書類を添えて実績報告を行ってください。実績報告が遅れると補助金を受けられない可能性がありますのでご注意ください。

事業を中止した場合も、実績報告書等の提出が必要です。

なお、実績報告に必要な提出書類については、「別紙提出書類一覧(記入例集 P.1)」を参照してください。申請様式・記入例は、香芝市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

③補助金の交付

補助金は、事業完了後に交付することを原則としています。そのため、対象経費の支払いが完了したのち、補助金を請求することになります。

提案事業の円滑な実施のため、特に必要があると認められる場合は、事業の完了前に、概算払いにより補助金を受け取ることができます。ただし、決定通知額が10万円未満の場合は概算払いの上限は決定通知額の50%、10万円以上の場合は80%とします。(千円未満切り捨て)

④成果報告会

補助金の交付を受けた団体が、補助対象事業の実績結果や成果を発表します。

(令和7年3月頃に開催予定)

⑤スキルアップセミナー

NPO・市民団体のより良い団体運営のため、スキルアップセミナーを毎年開催しています。

補助金の交付を受けた団体は、原則ご参加ください。

令和5年度実績:「SNSを使った魅力的な広報発信」、「楽しく地域活動を行うコツ」

スケジュール

令和6年	事業の応募	4月12日(金)	募集開始	申請書類の受付を開始します
		4月15日(月)	説明会	まちづくり提案活動支援事業の概要や申請方法などについて説明します。 ※要事前予約
		4月26日(金)まで(目安)	事前協議受付 ※行政提案型事業へ応募の場合	行政提案型事業へ応募の場合、事前に担当課と事業内容について協議を行ってください。(必須) ※要事前連絡
			事前相談(随時)	提案事業や申請方法など、個別に相談に応じます。 ※要事前予約
		5月10日(金)	募集〆切	提出書類の内容を確認し、受付けます。 ※要事前連絡
令和6年	審査	5月下旬	審査日程通知	ヒアリング審査の日程を通知します。
		6月1日(土)予定	ヒアリング審査	提案団体が事業内容を説明し、審査委員がヒアリングを行います。
		6月中旬～下旬	補助金交付決定通知	審査結果を通知します。
令和7年	実績報告	6月末～翌年3月	事業実施	<u>採択団体は補助金交付決定通知書を受け取った時点から事業を開始できます。</u> ※年度途中で実施状況を報告いただく場合があります。
		事業終了後1か月以内 又は3月31日(土日の場合は翌平日)のいずれか早い日	補助金実績報告書類の提出	事業終了後すみやかに実績報告書の提出をしてください。実績報告書の確認後、適切と認められる経費について補助金交付金額が確定され、請求をもって補助金が交付されます。 (補助金の振込は実績報告の約1ヶ月後)
		3月頃	成果報告会	補助対象事業の実施結果や成果を発表します。

